

外国人就労に多大な影響をもたらす中国の新制度

—— その概要と留意点

金杜法律事務所 パートナー弁護士
中国政法大学大学院 特任教授

劉 新宇

日本外務省が2017年5月31日に発表した調査結果によると、中国在留の日本人はアメリカに次ぐ第2位の約13万人に及ぶ。これら日本人を含む在外国人の就労許可についての新制度が今年4月から正式に施行され、大きな注目を集めている。そこで、本稿では、行政サービスの向上と監督管理を改善し、国外の優秀な人材のさらなる誘致を目指すこの新制度の概要と実務上の留意点につき解説するものとした。

外国人就労者を3つに分類

外国人による中国就労の基本となるのは、1996年に公布・施行された外国人中国就業管理規定で、外国人の就労資格や就労条件、許可取得手続きなどに関する規定が設けられている。

今回の制度改革は、許可通知発行の際に外国人就労者をA類、B類、C類に分類し管理を行うもので、16年10月から17年3月までの期間、北京、天津、上海、広州など10都市で新制度が試験運用された後に、4月から全国規模で正式に施行されるに至った(図表1)。

今回の外国人就労許可に関する制度改革の目標

は、「高度人材の奨励、一般人材の抑制、その他の人材の制限」の原則の下、主に次の4点とされている。

1. 申請文書の簡素化

種類、数、名称、書式等を統一・規範化し、これまで要求されていた雇用主による「招聘状」や中国語版・英語版の履歴書を不要にする。

2. 手続きの利便性向上

「外国人来華就労管理サービスシステム」の導入。インターネットと政務サービスをつなぐ革新型政務モデルの確立により、オンライン申請、各種データのインターフェースを実現する。

3. 分類管理の実施

就労外国人は、高度人材(A類)、専門人材(B類)、その他の外国人(C類)の3つに分けて管理し、その基準を明確化する。

4. サービス向上と監督管理の改善

前出2.とも関係するが、人力資源・社会保障部、外交部、公安部など各政府部門のシステムをインターフェース化し、就業許可、査証、居留データ等を共有することでサービスの質を向上させ、同時に事前・事後の監督管理を徹底する。

図表1：新制度をめぐる法令

法令名称	公布機関	交付日・施行日
外国人中国就労許可制度の施行実施法案の印刷・配布に関する通知	国家外国専門家局	2016年 9月27日公布 2016年10月 1日施行
外国人中国就労許可制度の全面的な実施に関する通知	国家外国専門家局 人力資源・社会保障部、外交部、公安部	2017年 3月28日公布 2017年 4月 1日施行
外国人中国就労許可サービスガイドライン(暫定)の印刷・配布に関する通知	国家外国専門家局	2017年 3月29日公布 2017年 4月 1日施行